

第四十五回港湾環境整備負担金部会

令和八年一月二十六日（月）

於 都庁第二庁舎三十一階

特別会議室二十四

一 開 会

二 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

——— 学 識 経 験 者 ——

(公社) 日本港湾協会 理事長 大 脇 崇

日本大学理工学部助教 三 友 奈 々

——— 港湾・海上公園関係者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴 岡 純 一

東京倉庫協会会長 藤 井 信 行

(一社) 日本船主協会 企画部長 中 村 憲 吾 (欠席)

東京港湾労働組合連合会 執行委員長 山 田 敏 也

——— 関係行政機関の職員 ——

関東地方整備局長 橋 本 雅 道 (代理)

関東運輸局長 藤 田 礼 子 (代理)

東京海上保安部長 中 田 光 昭

——— 東 京 都 職 員 ——

港湾経営部長 野 平 雄 一 郎

監理担当課長 草 間 直 人

海上公園課長 大 久 保 貴 子

企画担当課長 升 田 修 輔

開 会 （午後三時五十五分）

○升田企画担当課長 時間前ですけれども、ただいまから第四十五回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、港湾審議会に引き続きとなり、お疲れのところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は、私、総務部企画担当課長の升田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、最初に、定足数について御報告を申し上げます。

本日は、九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして八名の委員が出席されております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、御承知おき願います。

続きまして、部会の進行に関する御案内をさせていただきます。

御発言の際には挙手をお願いいたします。職員が委員の席にマイクを持参いたします。

本部会は先ほどの港湾審議会と同様に、机上

のタブレット端末を活用したペーパーレス会議システムを導入しております。

委員の間に設置しておりますタブレットですが、こちらは事務局が操作しまして、説明箇所の資料を表示いたします。お手元のタブレット端末においては、説明資料を御自由に御覧ください。操作方法も、先ほどの審議会と同様です。

机上にはタブレット操作についての説明を配付しております。御不明な点がありましたら、職員が控えておりますので、お声がけください。それでは、大脇部会長に以降の進行をお任せしたいと存じます。お願いします。

○大脇部会長 改めまして、部会長を仰せつかっております大脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○大脇部会長 早速でございますけれども、着座にて議事を進めさせていただきますと思います。

それでは、まず諮問事項の審議に入らせていただきます。

既に都知事より、港湾審議会に対しまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について諮問をいただいております。

まずは、この諮問事項につきまして説明を受けたと思います。事務局からの御説明をお願いいたします。

○野平港湾経営部長 改めまして、港湾経営部長の野平でございます。着座にて失礼いたします。それでは、資料一を御覧いただきたいと存じます。諮問事項「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」につきまして御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。こちらの資料は、知事が港湾環境整備負担金に係る負担対象工事を指定する際に必要な事項を、工事の種類ごとに整理した表でございます。本日は、表に記載した各工事を、今年度の負担金徴収に係る負担対象工事とすることにつきまして御審議いただきたく存じます。詳細は後ほど御説明申し上げます。

続きまして、資料二を御覧ください。港湾環境整備負担金制度の概要につきまして御説明をさせていただきます。

(一) 制度の趣旨でございますが、この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区または港湾

区域内において、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様方に、港湾管理者が行う港湾環境の整備または保全のための工事費用の一部につきまして御負担をいただくものでございます。東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしましたして、昭和五十六年度より御負担をいただいているところでございます。

(二) 負担対象事業者でございますが、臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等が該当いたしますが、その敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様方が対象となります。

(三) 負担対象工事でございますが、港湾環境整備施設、具体的には緑地のことを指しておりますが、その建設・改良工事、緑地の維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

(四) 負担金の計算方法でございます。負担金の計算方法につきましては、東京都港湾環境整備負担金条例第四条に規定しております。具体的には、資料に記載のとおり、工事に要した費用に工事の種類や公園の種類に応じて定められた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。

す。

負担割合及び負担区域の詳細につきましては、それぞれ次ページ以降で御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。まず、工事ごとの負担割合につきまして御説明させていただきます。

緑地の建設改良工事等の負担割合につきましては、上段の表の欄外に記載のとおり、工事対象となる公園の機能や目的、臨港地区内事業者等の利用状況等に応じて種別化し、他港の状況を勘案して、実施する工事の種別ごとに負担率を設定しております。公園ごとの具体的な負担割合は表のとおりでございます。

今年度は、令和六年度に開園した海の森公園での工事を新たに負担金の対象として追加いたしました。なお、昨年度まで負担金の対象としておりました晴海ふ頭公園及び春海橋公園での工事につきましては、令和六年五月に晴海五丁目西地区のまちびらきが行われるなど、周辺地域の都市化が進行している状況等を踏まえ、今年度より負担金の対象から除外しております。

また、水面清掃工事の負担割合は五分の一としております。

三ページを御覧ください。次に、東京港の港

湾区域及び臨港地区の面積等につきまして御説明させていただきます。

図の右側の中段に凡例がございますが、黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。こちらの港湾区域内で実施した水面清掃が、水域に関する負担対象工事となります。

また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。こちらの臨港地区内の青色で表示しております①から⑧までの八公園で実施する緑地の建設改良工事等が負担対象工事となります。

次に、各工事の内容につきまして、御説明させていただきます。

四ページを御覧ください。初めに、緑地の建設・改良工事の概要につきまして御説明いたします。

令和六年度に実施した負担対象工事は、海の森公園整備工事及び暁ふ頭公園整備工事で、これらの工事に要した費用は合計で四億八千六百八十四万余円、各公園の機能に応じて設定いたしました負担割合等に乗じて算出した結果、負担額は一千九百四十三万余円となっております。

各工事の内容につきましては、次ページ以降で説明をさせていただきます。

五ページを御覧ください。海の森公園におき

ましては、開園に向け、トイレや照明の工事等を実施いたしました。

六ページを御覧ください。暁ふ頭公園におきましては、老朽化したトイレ棟の改修工事を実施いたしました。

続きまして、七ページを御覧ください。緑地の維持工事の概要につきまして御説明をさせていただきます。

令和六年度におきましては、海の森公園ほか七公園におきまして、清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象公園ごとの工事に要した費用は、合計で一億一千五十万二万余円となっております。これに、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合等乗じて算出した結果、負担額は一千七百八十三万余円となっております。

続きまして、八ページを御覧ください。水面清掃工事の概要につきまして御説明いたします。

令和六年度におきましては、東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用は二億四千八百五万余円、負担割合等を乗じて算出した負担額は一千七百四十万余円となっております。

最後に、九ページを御覧ください。これまで

に御説明をさせていただきました各工事の費用と負担額をまとめたものを示しております。

上段の表の右から二列目に負担額をお示しておりますが、令和七年度の負担金総額は五千四百六十七万余円となります。前年度の負担金三千九百三十九万余円に対し、一千五百二十七万余円の増となっております。

なお、負担対象事業者数は七十三社で、前年度の対象事業者七十五社より二社減少となっております。

一社当たりの平均額でございますが、七十四・九万円となっており、前年度と比べまして二十二・四万円の増となっております。

以上が、令和七年度の港湾環境整備負担金の概要となります。

最後に資料三を御覧願います。今後の手続きにつきまして御説明いたします。

本日の部会で原案をお認めいただきましたら、二月中に負担対象工事の指定につきまして、資料一別紙に記載の内容により告示を行った上で、納付書を事業者の皆様方に送付させていただきます。その後、三月末までに対象事業者の皆様方から負担金を納付していただくスケジュールで進めさせていただきますと存じます。

また、大脇部会長から、次回の第百四回東京

都港湾審議会におきまして、本日の審議結果を報告していただくことにしたいと考えております。

諮問事項に関する説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大脇部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から諮問事項につきまして説明をいただきました。部会委員の皆様からの御意見あるいは御質問等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○橋本委員（代理 森副局長） 一点、確認をしたいのですが、昨年度に比べて負担額がかなり増えているというところで見ると、緑地の建設改良工事の費用が大幅に増えたのがその原因という感じがするのですけれども、具体的に何をやられたのか教えていただけないでしょうか。

○大脇部会長 事務局、よろしく申し上げます。

○野平港湾経営部長 増加した要因でございますが、委員御指摘のとおり、緑地の建設改良工事が増えたことが要因でございます。具体的に海の森公園の開園工事が昨年ございました関係でちょうど跳ね上がってしまっていると。この開園に要した工事というのは、令和七年以降は相当削減されますので、金額につきまして

は、その分は減っていくということを見込んで  
おります。

以上でございます。

○橋本委員（代理 森副局長） ありがとうございます  
いました。

○大脇部会長 よろしゅうございますか。

ほかに御意見、御質問ございましたらお願い  
したいと思えます。よろしゅうございますか。  
それでは、特に御発言もないようですので、  
港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指  
定につきましては、原案どおりとする旨、決議  
いたしたいと存じますけれども、御異議ござい  
ませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大脇部会長 ありがとうございます。異議なし  
とのことですので、原案を適当とする旨、答申  
することしたいと思います。

それでは、部会長の私から答申書を野平港湾  
経営部長にお渡しいたします。準備の都合によ  
り、しばらくお待ちいただきたいと思えます。  
それでは、答申書をお渡しいたします。

本日、諮問のあった負担対象工事の指定につ  
いては、原案を適当と認める。

令和八年一月二十六日。

東京都港湾審議会会長、内藤忠顕。

よろしく願います。

(答申書手交)

○大脇部会長 それでは、以上をもちまして諮問事項の審議を終わりたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。

本日の審議経過及び審議結果ですが、先ほど御説明ございましたけれども、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づき、次回の港湾審議会におきまして、私から御報告をさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、野平港湾経営部長から御挨拶がございますので、よろしく願いいたします。

○野平港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本部会に出席をいただき、御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま、諮問事項につきまして「原案を適当とする」との答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の皆様方の御理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾の環境保全に一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○大脇部会長 どうもありがとうございました。では最後に、事務局から連絡事項があります。

たらお願いいたしたいと思います。

○升田企画担当課長 大脇部会長、円滑な議事進行をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事資料及び議事録につきましては、当局のホームページに掲載する予定でございます。

また、先ほど部会長より御案内がありましたとおり、本日の審議については、次回の東京都港湾審議会における報告事項となります。

審議会に関する日程や議事内容につきましては、決まり次第、別途御案内をさせていただきますと存じます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、審議会へ御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、事務局からの連絡事項でございます。

○大脇部会長 それでは、これもちまして、第四十五回の港湾環境整備負担金部会を閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 （午後四時十二分）

— 了 —